処　分　基　準

年　　月　　日作成

法　　令　　名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	
根　拠　条　項：第15条第２項第２号	
処　分　の　概　要：インターネット異性紹介事業の停止命令	
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）	
法　令　の　定　め： 　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第１項（処分移送通知） 　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第１条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）	
処　分　基　準： 　別紙２「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく事業停止命令の基準」のとおり	
問い合わせ先：	
備　　　　考：	